

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.1 7.1.1 7.1.3	箇条 7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度及び通電容量をもたなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1 8.1.5 8.1.5.3 8.1.11	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 構造及び性能に関する要求事項 8.1 構造に関する要求事項 8.1.5 操作部 8.1.5.3 取付け 取外しできるパネル及び開閉する扉に装着した操作部は、パネルを交換したとき又は扉が閉じられたとき、操作部が関連する機構と正しく連結するように設計しなければならない。 8.1.11 装置のエンクロージャ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.1.11.1	8.1.11.1 設計 エンクロージャ内に取り付けた始動抵抗器は、発熱がエンクロージャ内の他の機器若しくは材料に有害とならないように取り付けるか、又はガードしなければならない。	
				8.1.17	8.1.17 ポートの短絡及び過負荷保護 装置の外部にある信号ポート又は電源ポートに接続した電源が、規定の要求事項を満たさない場合、製品は短絡又は過負荷状態で危険を及ぼしてはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.3 5.3.5 5.3.5.6 5.3.5.6.3 箇条8 8.1	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条5 接触器及びスタータの特性 5.3 主回路の定格値及び限界値 5.3.5 通常負荷及び過負荷特性 5.3.5.6 スタータの始動及び停止の特性 5.3.5.6.3 加減抵抗ロータスタータ用始動特性に適した閉路及び遮断の標準状態 スタータ回路は、全てのロータ抵抗開閉機器をステータ開閉機器とほぼ同時又はそれ以前に開路する設計でなければならない。 箇条8 構造及び性能に関する要求事項 8.1 構造に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.1.11 8.1.11.1	8.1.11 装置のエンクロージャ 8.1.11.1 設計 コンビネーションスタータの特別な場合として、カバー又は扉は、手動操作開閉機器が開路位置でなければ開くことができないインタロックを設けなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.1 箇条6 6.3	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条5 接触器及びスタータの特性 5.1 特性の要約 接触器又はスタータの特性は、次のうち該当する項目を明示しなければならない。 － 装置の形式 － 主回路の定格値及び限界値、等 箇条6 製品情報 6.3 取付け、操作、保守、廃却及び分解に関する指示 取扱説明書には、専用接続アクセサリに関する指示も記載しなければならない。 自動再始動が可能な回路に接続する自動リセット式の過負荷リレーを組み込んだスタータの製造業者は、自動再始動の可能性があることを使用者に警告する必要な情報をスタータと共に提供しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書A A.3	附属書A 接触器、スタータ及び組み合わせる過負荷リレーの端子番号の表示及び識別 A.3 過負荷リレーの端子番号の表示及び識別 過負荷リレーの主回路端子は、接触器の主回路端子の場合と同じ方法によって表示しなければならない。 過負荷リレーの補助端子は、接触器の特殊機能をもつ補助端子の場合と同じ方法によって表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.2 8.2.4 8.2.4.1 8.2.4.2 箇条9	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 構造及び性能に関する要求事項 8.2 性能に関する要求事項 8.2.4 通常負荷及び過負荷性能に関する要求事項 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは、要求する使用負荷種別に対する規定の条件下で、動作サイクル数の電流を、問題なく閉路及び遮断できなければならない。 8.2.4.2 規約動作性能 接触器又はスタータは、要求する使用負荷種別に対する規定の規約条件下で、動作サイクル数の電流を、故障することなく閉路及び遮断できなければならない。 箇条9 試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.3 9.3.3 9.3.3.6 9.3.3.6.2	9.3 性能に関する要求事項への適合性 9.3.3 無負荷、通常負荷及び過負荷条件下の性能 9.3.3.6 動作性能能力 9.3.3.6.2 接触器の規約動作性能 接触器は、使用負荷種別に応じた電流で、規定の動作サイクル数を閉路及び遮断しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 箇条7 7.1 7.1.10 7.1.10.2	箇条6 標準使用、取付け及び輸送条件 6.1 標準使用条件 この規格に適合する装置は、周囲温度、湿度等が規定の状態の下での動作が可能でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.10 保護接地に関する規定 7.1.10.2 保護接地端子 保護接地端子は、さびに対して適切に保護しなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるも	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.3 通電部及び接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のとする。		7.1.4 7.1.4.2 7.1.4.3	電氣的接続における接触圧力は、セラミックス又は適合した特性をもつ材料以外の絶縁材料を介して加えてはならない。（第1部の規定による。） 7.1.4 空間距離及び沿面距離 7.1.4.2 沿面距離に対する絶縁バリア 沿面距離の規定値に適合させるための絶縁バリアとして、固体絶縁物を用いる場合、その材料は、規定する燃焼性試験の要求事項に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 7.1.4.3 空間距離に対する絶縁バリア 空間距離の規定値に適合させるための絶縁バリアの材料は、規定した要求に適合しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.10 7.1.10.1 7.1.10.2 7.1.11 7.1.11.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.10 保護接地に関する規定 7.1.10.1 構造に関する要求事項 露出導電部は、電氣的に相互接続し、かつ、接地電極又は 外部保護導体に接続するための保護接地端子に接続しな ければならない。（第1部の規定による。） 7.1.10.2 保護接地端子 導電性構造物、エンクロージャなどをもつ装置の場合、必 要に応じて、装置の露出導電部と接続導体の金属シース との間で、導通を確実にする手段を講じなければならな い。（第1部の規定による。） 7.1.11 装置のエンクロージャ 7.1.11.1 設計 金属のエンクロージャの固定部は、装置のほかの露出導 電部と電氣的に接続して、それらを接地するか又は保護 導体の端子へ接続しなければならない。 エンクロージャの取外し可能な金属部品は、定位置に配 置しているときには、いかなる事情にかかわらず、接地端 子を接続する部品から絶縁してはならない。（第1部の規 定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1 7.1.5 7.1.5.1 7.2 7.2.3 7.2.3.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.5 操作部 7.1.5.1 絶縁 装置の操作部は、充電部から絶縁しなければならない。 （第1部の規定による。） 7.2 性能に関する要求事項 7.2.3 耐電圧性能 装置は、次に耐える性能をもたなければならない。 ー 定格インパルス耐電圧 ー 商用周波耐電圧、等（第1部の規定による。） 7.2.3.1 インパルス耐電圧 a) 主回路 充電部と接地用部品との間、及び極間の空間距離に、規定する定格インパルス耐電圧に応じた試験電圧を加えた場合、これに耐えなければならない。 b) 補助回路及び制御回路 主回路から直接動作する補助回路及び制御回路の充電部と接地用部品との間、及び極間の空間距離に、定格インパルス耐電圧に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8	箇条8 試験	
				8.3	8.3 性能	
				8.3.4	8.3.4 短絡条件下での性能	
				8.3.4.1	8.3.4.1 短絡試験の一般条件	
				8.3.4.1.7	8.3.4.1.7 短絡投入及び遮断試験における機器の挙動 電極相互間及び電極とフレームとの間で、アーク及びフラッシュオーバーが生じてはならない。（第1部の規定による。）	
				附属書N	附属書N 保護分離をもつ装置に対する要求事項及び試験	
				N.3	N.3 要求事項	
				N.3.2	N.3.2 耐電圧要求事項	
				N.3.2.1	N.3.2.1 沿面距離 機器のSELV（PELV）回路とその他の回路との間の沿面距離は、最大定格電圧値をもつ回路の電圧に相当する基礎絶縁の2倍以上でなければならない。（第1部の規定による。）	
				N.3.2.2	N.3.2.2 空間距離 機器のSELV（PELV）回路とその他の回路との間の空間距離は、定格インパルス耐電圧に耐える距離でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 九 条	火災の危険源	電気用品には、発火によって人体に危害を	■該当	箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	からの保護	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☐ 非該当	7.1 7.1.2 7.1.2.1	7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 材料 7.1.2.1 材料の一般要求事項 絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱ストレスを受ける場合、異常過熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 ☐ 非該当	箇条9 9.3 9.3.3 9.3.3.3 9.3.3.3.8 9.3.3.3.9	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 試験 9.3 性能に関する要求事項への適合性 9.3.3 無負荷、通常負荷及び過負荷条件下の性能 9.3.3.3 温度上昇 9.3.3.3.8 加減抵抗ロータスタータの始動抵抗器の温度上昇 エンクロージャ及び流出空気の温度上昇は、規定する限度値を超えてはならない。 9.3.3.3.9 2段動作単巻変圧器スタータにおける単巻変圧器の温度上昇 スタータが定格責務で動作する場合、単巻変圧器の温度上昇は、規定した限度値より高い値を超えてはならない。	
第 十 一	機械的危険源	電気用品には、それ自体が有する不安定性	■該当	箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条 第 1 項	による危害の防止	による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	☐ 非該当	7.1 7.1.8 7.1.8.1	7.1 構造に関する要求事項 7.1.8 端子 7.1.8.1 構造的要求 規定の締め付け試験において、導体又は端子のいずれも有害な損傷を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1 7.1.3 箇条8 8.2 8.2.4 8.2.4.2 8.2.7 8.2.7.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条8 試験 8.2 構造に関する要求事項に対する適合性 8.2.4 端子の機械的及び電気的特性 8.2.4.2 端子の機械的強度の試験 規定の機械的強度の試験中、締付具及び端子部には、緩みが生じてはならない。また、損傷が発生してはならない。（第1部の規定による。） 8.2.7 金属電線管の電線管引張試験、トルク試験及び曲げ試験 8.2.7.1 引張試験 規定の引張試験後、入口に関する電線管の位置ずれは、深	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.2.7.2	さより少なく、また、エンクロージャの継続使用を損なうような損傷があつてはならない。（第1部の規定による。） 8.2.7.2 曲げ試験 規定の曲げ試験後、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があつてはならない。（第1部の規定による。）	
				8.2.7.3	8.2.7.3 トルク試験 規定のトルク試験後、電線管を緩めることができないばならない。また、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.2 7.1.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 材料 7.1.2.1 材料の一般要求事項 絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱ストレスを受ける場合、悪影響を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	磁波による危害の防止	置されているものとする。				害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					外すことがないような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3 7.2 7.2.1 7.2.1.4	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことがないような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 7.2 性能に関する要求事項 7.2.1 操作又は動作条件 7.2.1.4 電圧引外し装置の動作範囲 開路用電圧引外し装置は、引外し動作中に計測した電圧引外し装置の電源電圧が定格制御回路電源電圧の70～110%の間にあつて、また、交流の場合には定格周波数であるとき、装置のあらゆる動作条件の下で引外しができなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 五	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	■該当	箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条 第 3 項	及び停止による危害の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 非該当	7.1 7.1.7 7.1.7.3	7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4 4.8 箇条7 7.1 7.1.8 7.1.8.2	箇条4 特性 4.8 短絡保護装置（SCPD）との協調 製造業者は、SCPDとの協調をする場合には、装置又は装置内で用いる短絡保護装置の形式又は特性、及び短絡保護装置を含めて指定した使用電圧で適合する最大推定短絡電流を示さなければならない。（第1部の規定による。） 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.8 端子 7.1.8.2 接続容量 開閉器の端子は、規定した公称断面積の電線を確実に接続できなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.3 7.3.2 7.3.2.2	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.3 電磁両立性 (EMC) 7.3.2 イミュニティ 7.3.2.2 電子回路を搭載している装置 電子回路を搭載している装置は、電磁妨害に対して確実にイミュニティをもたなければならない。(第1部の規定による。)	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.3 7.3.3 7.3.3.2 7.3.3.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.3 電磁両立性 (EMC) 7.3.3 エミッション 7.3.3.2 電子回路を搭載する装置 7.3.3.2.1 高周波エミッションの限界 電子スイッチング回路を搭載する装置から発生する継続的な高周波エミッションは、CISPR11に基づき、個別規格で規定する限界を超えてはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 九 条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ	■該当 □非該当	箇条5 5.3 5.3.2 5.3.2.5	箇条5 接触器及びスタータの特性 5.3 主回路の定格値及び限界値 5.3.2 電流又は電力 5.3.2.5 定格使用電流 (I _e) 又は定格容量	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。		5.3.2.6	製造業者は、電流と電力との関係を明示が可能なようにしなければならない。 5.3.2.6 定格ステータ使用電流（Ies）又は定格ステータ使用電力 製造業者は、モータ容量とステータ電流との関係を明示可能なようにしなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	－

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:2023

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－ 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ： 電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—